

台風19号の記録

東日本に記録的な大雨をもたらした台風19号により、各地で土砂崩れや河川の氾濫が起き、甚大な被害が発生しました。被害に遭われました皆様にお見舞い申し上げます。

小鹿野町においても、孤立集落の発生や家屋の全壊、道路の崩落など、大きな被害がありました。未曾有の大災害に直面した小鹿野町の状況を掲載します。



▲河原沢地内(国道299号)

▲両神薄地内(日向大谷登山口駐車場)

▲飯田地内(落葉松峠)

▲藤倉地内(長沢橋)

▲下小鹿野地内(小鹿野用水)

▲藤倉地内(新要トンネル手前)

気象情報の発表及び避難情報発令等の経過

- 10月11日(金)
 - 13:00 小鹿野文化センターと両神振興会館(両神庁舎)に自主避難所を開設する。
 - 18:14 小鹿野町に**大雨注意報**が発表される。
- 10月12日(土)
 - 04:06 小鹿野町に**大雨警報(土砂災害・浸水害)、洪水警報**が発表される。
 - 07:00 小鹿野町に**土砂災害警戒情報**が発表される。
 - 08:00 小鹿野町全域に**避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)**を発令する。
11日から開設していた自主避難所(2カ所)を避難所とし、新たに般若いきいき館と小鹿野町武道場を加え、計4カ所を避難所として開設する。
 - 09:00 避難者が39人となる。
 - 10:40 小鹿野町全域に**避難勧告(警戒レベル4)**を発令する。
 - 13:00 避難者が120人となる。
 - 15:20 小鹿野町全域に**避難指示(緊急)(警戒レベル4)**を発令する。
 - 15:30 **大雨特別警報**が発表される。
 - 16:00 避難者が285人となる。
 - 16:15 小鹿野町全域に**災害発生情報(警戒レベル5)**を発令する。
 - 16:40 旧長若中学校体育館、小鹿野中学校第二体育館、両神ふるさと総合会館を避難所として増設する。
 - 20:00 避難者が506人(最大数)となる。

- 10月13日(日)
 - 00:40 **大雨特別警報が解除**される。
 - 06:00 避難者が165人となる。
 - 08:00 **災害発生情報(警戒レベル5)を解除し、避難勧告(警戒レベル4)とする。**
小鹿野町武道場、小鹿野中学校第二体育館、旧長若中学校体育館、両神ふるさと総合会館の避難所を閉鎖する。避難者が41人となる。
 - 08:20 般若いきいき館の避難所を閉鎖する。
 - 09:00 両神振興会館(両神庁舎)の避難所を閉鎖する。
 - 19:00 避難者が0人となる。
小鹿野文化センターの避難所を閉鎖する。
避難勧告(警戒レベル4)を解除する。
※避難情報はすべて解除



大野県知事が災害現場を視察(両神小森地内)



▲自衛隊派遣(水路土砂撤去)

▲両神小森地内(県道仮復旧工事)

復興支援に伴う緊急寄附の受付について(ふるさと納税)

この度の被害を受け、ふるさと納税を通じた災害支援の寄附を受け付けています。頂戴しました寄附金は、災害復旧事業や今後の防災対策などに使わせていただきます。皆さんの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

災害支援チャイムス 小鹿野町 [検索](#)
 問合せ ● 小鹿野庁舎・総務課
 ☎75-1221

被災された方が受けられる町の支援施策

被災された方は、町税、保険料等の減免などの支援を受けることができます。こうした制度には受けられる条件がありますので、詳しくは各担当課へお問い合わせください。

施策の内容	内容	問合せ
り災証明書の発行	災害により被災した家屋の被害程度を証明します。	小鹿野庁舎・総務課 ☎75-1221
被災証明書の発行	災害により家屋以外の構造物、車両などが被災したことを証明します。	小鹿野庁舎・総務課 ☎75-1221
被災ごみのごみ処理手数料減免	被災した家財等を廃棄する場合、町への申請によりごみ処理手数料を減免します。申請にり災証明書又は被災証明書の写し、被災ごみ確認リストが必要です。	小鹿野庁舎・住民生活課 ☎75-4170
印鑑登録証の再交付	災害により印鑑登録証を消失した場合は、本人確認及びり災証明書の提示により再交付手数料を免除します。	
印鑑証明書の発行	災害による整理復興に係る関係書類と、本人確認及びり災証明書の提示により交付手数料を免除します。	
住民票の写しの交付	災害による整理復興に係る関係書類と、本人確認及びり災証明書の提示により交付手数料を免除します。	小鹿野庁舎・住民生活課 ☎75-1418
戸籍謄本(抄本)の交付	災害による整理復興に係る関係書類と、本人確認及びり災証明書の提示により交付手数料を免除します。	
個人番号の通知カード又は個人番号カードの再交付	災害により個人番号の通知カード又は個人番号カードを消失した場合は、本人確認及びり災証明書の提示により再交付手数料を免除します。	
個人町民税、国民健康保険税の減免	災害により住宅又は家財について消失又は損害を受けた人(前年中の合計所得が1千万以下の人で、損害の程度が3割以上)の個人町民税、国民健康保険税を減免します。住宅に被害を受けた人で減免申請する場合は、り災証明書の写しが必要です。	小鹿野庁舎・税務課 ☎75-4124
固定資産税の減免	災害により家屋が2割以上の損害を受けた人、償却資産が災害により使用不能になった人の固定資産税を減免します。申請には、り災証明書の写しが必要です。	
雑損控除の申告	町県民税の申告又は所得税の確定申告で雑損控除申告することにより、翌年度の個人町県民税の全部又は一部を軽減できる場合があります。	
納税の猶予	災害を受けたことにより納税が困難と認められる場合は、徴収猶予等の制度があります。猶予等の期間は原則、申請のあった日から1年以内です。	
介護保険料の減免及び徴収猶予	災害により住宅が半壊(床上浸水)以上の被害を受けた人の介護保険料の減免及び徴収猶予の制度があります。各申請には、り災証明書の写しが必要です。	
後期高齢者医療保険料の減免	災害により住宅が半壊(床上浸水)以上の被害を受けた人の後期高齢者医療保険料を減免します。申請には、り災証明書の写しが必要です。	保健福祉センター・福祉課 ☎75-4103
医療保険の窓口負担、介護保険の利用料免除	災害により被災された人で国民健康保険等に加入している人、介護サービスを利用している人は、医療機関や介護サービス事業所等の窓口での申告により、窓口負担や利用料の支払いが不要となります。	
障害福祉サービス、児童福祉の通所等の利用者負担額の減免	災害により住家が半壊以上の被害を受けた人の障害福祉サービス、児童福祉の通所等の利用者負担額を減免します。減免の内容により、り災証明書が必要になる場合があります。	